

鳥羽市議会行政常任委員会会議録

令和4年9月27日

○出席委員（13名）

委員長 浜口 一 利
委員 南川 則 之
委員 片岡 直 博
委員 河村 孝
委員 中世古 泉
委員 坂倉 広 子
委員 世古 安 秀

議長 木下 順 一

副委員長 瀬崎 伸 一
委員 濱口 正 久
委員 奥村 敦
委員 山本 哲 也
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀 男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力市民課長、片岡補佐、吉崎係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

(午前10時50分 再会)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第32号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての議案1件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第32号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

課長。

○勢力市民課長 市民課、勢力です。よろしく申し上げます。

このたびは、すみません、1件の条例議案に対し行政常任委員会の開催ありがとうございます。

それでは、議案のほうの説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書のほうは1ページをご覧ください。

すみませんでした、申し訳なかったです。

○浜口一利委員長 座ってください。続けてください。

○勢力市民課長 議案第32号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例期間を再度延長したく、本提案とするものでございます。

本年6月の議会におきまして、傷病手当金の適用期間を令和4年9月30日までと延長させていただきましたが、このたび、国からの通知により適用期間の延長が示されたことに伴い、特例の適用期間を令和4年12月31日までに再度延長させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するという文言でさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第32号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

ないようですので、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決する前に委員の皆様で討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第32号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第32号については原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これをもちまして行政常任委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時53分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年9月27日

行政常任委員長 浜 口 一 利